

旅行業法施行要領の一部改正について

平成 19 年 2 月
観 光 事 業 課

I. 背景

- 地域が企画する創意工夫に満ちた旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行業者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」（平成18年2月15日構造改革推進本部決定）に盛り込まれたところ。
- これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとすること等を内容とする報告書が本年6月に取りまとめられたところ。
- これを踏まえ、旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）を改正し、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定の整備を行うこととしているところ（平成18年12月23日付パブリックコメント「旅行業法施行規則の一部改正について」）であるが、あわせて、「旅行業法施行要領」（平成17年国総旅振第386号）をⅡのように改正する。

Ⅱ. 改正の概要

- 第1号様式を改正し、募集型企画旅行を実施する市町村を記載する欄を追加する（第3種旅行業者に対してのみ記載を求めることとする。）。)

Ⅲ. スケジュール（予定）

公布日：平成19年3月中旬頃

施行日：平成19年5月中旬頃